

3 無年金者・低年金者の発生抑止

(1) 免除等制度の的確な運用の徹底

勸 告	説明図表番号
<p>ア 継続免除等審査の的確な実施</p> <p>【制度の概要】</p> <p>被保険者が一定の事由により保険料の全額免除や納付猶予を申請した場合において、当該申請に係る免除等の承認期間の終了後引き続き当該期間と同一の事由により当該免除等を申請する旨を申し出たときは、改めて申請書及び添付書類（国民年金手帳、所得の状況を明らかにすることができる書類等）を提出することなく、引き続き当該免除等の審査を受けることができることとされている（規則第77条第3項等。以下、この仕組みを「継続免除等」、継続免除等の申請に係る審査を「継続免除等審査」という。）。</p> <p>継続免除等については、保険料の全額免除又は納付猶予を受けようとする期間に係る年度（以下「免除等年度」という。）が、7月1日から翌年6月30日までとされていることから、前の免除等年度が終了した後の7月1日に申請がなされたものとして取り扱われ、その後の審査等が行われる。</p> <p>継続免除等審査は、「申請全額免除等の継続申請に係る事務の取扱いについて」（平成18年3月23日付け庁保険発第0323001号社会保険庁運営部年金保険課長通知）等に基づき、次のような流れで行われる。</p> <p>① 年金事務所から、継続免除等の申請者の氏名、生年月日等の基本情報を当該申請者が住所を有する市町村に送付して、当該申請者に係る審査に必要な情報（以下「所得情報等」という。）の提供を依頼する。</p> <p>② 市町村は、年金事務所から依頼された申請者に係る所得情報等を住民基本台帳や地方税課税台帳等から確認し、その結果を年金事務所又は事務センターに提供する。</p> <p>③ 事務センターにおいて、市町村から提供された所得情報等に基づき、継続免除等審査を実施し、その結果を申請者本人に通知する。</p> <p>このうち、③の事務センターにおける審査においては、申請者に係る扶養親族等の有無及び数や連帯納付義務者の有無により、当該申請者が免除等の基準を満たすか否かが異なってくることから、市町村から機構に提供される所得情報等については、継続免除等に係る申請がなされたものとされる7月1日以降に市町村において確認が行われたものが提供されるべきものとされている（「国民年金保険料の免除等の事務に係る質疑応答について」（平成18年8月3日付け庁保険発第0803001号社会保険庁運営部年金保険課長通知））。</p> <p>【調査結果】</p> <p>継続免除等の仕組みは、免除等申請者の負担軽減を図るほか、免除等</p>	<p>図表3-(1)-①</p> <p>図表3-(1)-②</p> <p>図表3-(1)-③</p>

の申請漏れを防ぐことができ、無年金者の発生抑止に資するものと考えられることから、継続免除等審査等の事務が的確に実施されることが求められる。

このような観点から、今回、当省が36年金事務所（注1）及び延べ36市（注2）を対象として継続免除等審査の実施状況及び所得情報等の提供状況について調査した結果、以下のとおり、所得情報等の提供依頼や提供された所得情報等を利用した継続免除等審査が的確に行われていない状況がみられた。

（注）1 本行政評価・監視の調査対象45年金事務所のうち、所得情報等の提供状況について調査した延べ36市から当該所得情報等の提供を受けている36年金事務所における継続免除等審査の実施状況を調査した。

2 本行政評価・監視の調査対象34市のうち、1市は調査対象年金事務所に対する所得情報等の提供を行っておらず、3市はそれぞれ2つの調査対象年金事務所に所得情報等を提供していることから、所得情報等の提供状況を調査した市の数は「延べ36市」となる。

① 13年金事務所において、市から7月1日より前の世帯状況に基づく所得情報等の提供を受け、当該情報に基づいて継続免除等審査を行っている状況がみられ、その中には、市から1月1日時点の世帯構成に基づく所得情報等の提供を受け、当該情報に基づいて継続免除等審査を行った結果、7月1日時点の情報により審査していれば免除が承認されていた者について、不承認としていた例がみられた。

図表3-(1)-④

② 市への情報提供依頼時に、所得情報等に係る確認を行うべき時期が7月1日以降であることを示していない例（25年金事務所）や、市から提供された所得情報等が、どの時点の世帯構成に基づいたものかを確認していない例（7年金事務所）がみられた。

図表3-(1)-⑤

一方、事務センターにおいて、市から提供された所得情報等が7月1日より前の世帯構成に基づくものであることをあらかじめ把握しており、その後、提供された所得情報等が7月1日時点の世帯構成に基づく所得情報等と相違点がないかを市に照会し、その結果を踏まえ、継続免除等審査を行っている例もみられた。

図表3-(1)-⑥

なお、機構では、今後の継続免除等審査において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）に基づく情報提供ネットワークシステムを利用した行政機関等間の情報連携を通じて、継続免除等の申請者に係る所得情報等の提供を受けることを予定している。

イ 法定免除審査の的確な実施

【制度の概要】

生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助の受給者（以下「生活扶助受給者」という。）は、法定免除に該当し、保険料の納付義

図表3-(1)-⑦

務が免除される（法第 89 条第 1 項第 2 号、規則第 74 条第 1 号）。このため、第 1 号被保険者は、生活扶助受給者となったとき、又は生活扶助受給者ではなくなったときは、14 日以内に、その旨を機構に届け出なければならぬこととされている（規則第 75 条及び第 76 条）。

しかし、これらの届出漏れが多かったことを踏まえ、平成 19 年に、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 110 号）により法が改正され、年金事務所が、福祉事務所や市町村に対し、新たに生活扶助受給者となった者（以下「法定免除該当者」という。）及び生活扶助受給者ではなくなった者（以下「法定免除非該当者」という。）に関する情報（以下「生活保護情報」という。）の提供を依頼できることとされた（法第 108 条第 2 項）。また、年金事務所では、福祉事務所や市町村から生活保護情報の提供を受けた後、当該情報を基に法定免除該当者や法定免除非該当者に対し当該届出を勧奨し、その上で、勧奨後も一定期間、当該届出を行わない者については、法定免除該当者又は法定免除非該当者であることを機構が確認したこととして、職権により法定免除に該当又は法定免除が消滅した旨の処理を実施できることとした（規則第 75 条ただし書及び第 76 条ただし書）。

これを踏まえ、毎事業年度の行動計画では、必須対策として、「適正な法定免除処理」（年金事務所が、法定免除該当者又は法定免除非該当者について、市町村等関係機関及び関係部署との連携により、適確に把握し、規則第 75 条及び第 76 条に基づき適正に処理すること）が規定されている。

図表3-(1)-⑧

【調査結果】

平成 19 年の法改正の趣旨を踏まえると、年金事務所は、確実に福祉事務所や市町村から生活保護情報を入手し、的確に届出勧奨及び職権処理を行うことが求められる。

このような観点から、今回、当省が 45 年金事務所を対象として平成 28 年度及び 29 年度（29 年 9 月末まで）の行動計画に基づく取組の実施状況等について調査した結果、市町村から生活保護情報の提供を受けられず、法定免除該当者や法定免除非該当者に対する届出勧奨及び職権処理を実施できていない等、「適正な法定免除処理」の取組が実施できていないとする年金事務所が、28 年度は 17 年金事務所（37.8%）、29 年度は 15 年金事務所（33.3%）みられた。

図表3-(1)-⑨

これらの年金事務所に生活保護情報を提供していない市の中には、その理由として、「外部の機関である年金事務所に対し、生活保護情報を提供することについて、生活保護担当課の了解が得られないこと」等を挙げているものがみられた。

一方、機構本部は、統一的な業務手順について定めた「業務処理要領」（平成 29 年 4 月 1 日要領第 197 号）において、原則として月 1 回以上、

図表3-(1)-⑩

年金事務所から市町村に対し生活保護情報の提供を依頼するよう規定している。しかし、同要領では、情報提供の依頼に当たっての実施方法や提供頻度等の詳細は、年金事務所と市町村の国民年金担当部局等とで協議するよう指示しているにとどまっている。また、生活保護情報の提供について協力を得られていない市町村が存在することは承知しているが、その数や理由については把握していないこともあり、このような状況を解消するための特段の対策も講じておらず、各年金事務所における対応に委ねている。厚生労働省も、平成25年10月に「国民年金法第89条第2号に規定する法定免除の該当者等に関する事務の取扱いについて」(平成25年10月22日付け年管管発1022第6号厚生労働省年金局事業管理課長通知)を機構に対して発出し、市町村の国民年金担当部局を経由して福祉事務所等に対し定期的に生活保護情報の提供を依頼し、当該情報を基に法定免除に係る届出勧奨と職権処理を的確に実施するよう指示している。また、同時に、生活保護行政を所管する厚生労働省社会・援護局から、各都道府県等の生活保護担当課に対し、年金事務所等からの情報提供依頼に対し必要な協力を行うよう依頼する文書を発出している。しかし、その後は、機構における生活保護情報の把握状況等は特段把握しておらず、また、市町村に対して、生活保護情報の提供に関し特段の協力の要請等を行っていない。

図表3-(1)-⑪

【所見】

したがって、厚生労働省は、無年金者の発生を抑止する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 機構に対し、番号利用法に基づく情報提供ネットワークシステムを利用した行政機関等間の情報連携が開始されるまでの間における継続免除等審査に係る事務の取扱いに関し、次の点について指導すること。
 - i 市町村に対して継続免除等審査に必要となる所得情報等の提供を依頼する場合には、提供を受ける所得情報等は7月1日以降に確認されたものである必要があることを明示すること。
 - ii 年金事務所において、提供された所得情報等が市町村において確認された日を確認し、7月1日より前に確認された情報が提供されている場合には、改めて7月1日以降に確認された情報の提供を求める等により、継続免除等審査に係る事務を的確に実施すること。あわせて、機構に対し、上記の情報連携を通じて提供された所得情報等に基づき、継続免除等審査に係る事務を的確に実施するよう指導すること。
- ② 機構に対し、生活保護情報の提供について協力を得られていない市町村及びその理由を把握し、その対応案を含め厚生労働省に報告するよう指導すること。これを受け、同省において、機構がこれらの市町村から生活保護情報の提供を受けられるような方策を検討すること。

図表 3-(1)-① 継続免除等に関する法令の規定

○ 国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）（抜粋）

（保険料全額免除の申請）

第 77 条 法第九十条第一項の規定による申請は、保険料全額免除（同項の規定により保険料の納付を要しないものとするをいう。以下この条において同じ。）を受けようとする期間に係る年度（毎年七月一日から翌年六月三十日までをいう。第七十七条の三第一項及び第七十七条の五第一項において同じ。）ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出することによつて行わなければならない。

- 一 申請者の氏名、生年月日及び住所並びに基礎年金番号
- 二 保険料全額免除を受けようとする期間
- 三 前号に規定する期間における申請者の属する世帯の世帯主（申請者が世帯主である場合を除く。以下同じ。）及び申請者の配偶者の氏名
- 四 第二号に規定する期間における申請者、申請者の属する世帯の世帯主又は申請者の配偶者（以下第七十七条の五を除き「申請者等」という。）が法第九十条第一項の規定により、保険料を納付することを要しない者であることを明らかにすることができる所得の状況その他の事実

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 国民年金手帳
- 二 前項第二号に規定する期間における申請者の属する世帯の世帯主及び申請者の配偶者の有無を明らかにする書類又は当該有無に関する申立書
- 三 前項第二号に規定する期間の属する年の前年（当該期間に一月から六月までのいずれかの月が含まれる場合にあつては、当該月の属する年の前々年。以下この条、第七十七条の三及び第七十七条の五において同じ。）の所得（令第六条の十一の規定によつて計算した額をいう。以下この条及び第七十七条の五において同じ。）が五十七万円を超えない申請者等（所得のない者を除く。）にあつては、所得の状況を明らかにすることができる書類

3 法第九十条第一項第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当する者が、第一項に規定する申請書（保険料全額免除を受けようとする期間に保険料全額免除の申請日が含まれる場合に限る。）の提出の際に法第九十条第一項の厚生労働大臣が指定する期間の終了後引き続き当該期間と同一の事由により申請を行う旨を申し出たときは、その申請について第一項に規定する申請書の提出及び前項に掲げる書類の添付を要しない。ただし、厚生労働大臣が申請者等の前年の所得の額について確認できないときは、この限りでない。

（注）下線は当省が付した。

図表 3-(1)-② 「申請全額免除等の継続申請に係る事務の取扱いについて」(平成 18 年 3 月 23 日付
け庁保険発第 0323001 号社会保険庁運営部年金保険課長通知)(抜粋)

第 1 事務処理の主な変更点

1 申請書の受付・審査

従来、申請書は、被保険者が住所地市町村に提出することとなっていたが、継続申請者は申請書の提出を要しないものとされているため、継続申請者の氏名、生年月日等の基本情報を記載した申請書を社会保険事務所から当該継続申請者の住所地市町村に回付し、当該市町村において住民基本台帳、地方税課税台帳等から審査に必要な所得等を確認し、それを基に社会保険事務所で審査することとしたこと。

第 2 具体的な取扱い

1 市町村との調整

継続申請者の所得等の確認は、当該継続申請者の住所地市町村において行うこととなるため、各社会保険事務所は、管内市町村と継続申請者に係る申請書の授受日、回付方法その他必要な手順についてあらかじめ協議を行い、迅速な事務処理が行えるよう調整すること。

2 申請書の作成

継続申請者の申請書は次により作成すること。

- (1) 毎年 6 月上旬に継続申請者の申請書(別紙様式 1)が配信されるため、社会保険事務局事務センターにおいて一括して出力すること。

なお、出力した申請書は継続申請者の現住所の市町村ごとに出力されるが当年 1 月 1 日における住所と異なる場合は最後にまとめて出力されるので留意すること。

3 市町村への申請書の回付

- (1) 作成した申請書又は磁気媒体については、市町村ごとに区分し、回付票と申請書発行一覧表を添えて該当市町村に回付すること。

4 審査

- (1) 申請書が市町村から返付された場合は、前年度に全額免除が承認されていたものは継続申請者及びその配偶者並びにその属する世帯の世帯主について、若年者納付猶予が承認されていたものは継続申請者及びその配偶者について、いずれも所得基準に該当するかどうかを審査すること。

5 審査結果の通知等

(1) 承認通知

審査の結果、承認基準に該当する場合は、通知書表面に「期間延長承認」(初めて継続申請を行った者については「継続審査申出受付済」とする。)と表示した「国民年金保険料免除・猶予申請承認通知書」(別紙様式 2)が配信されるので送付すること。

(2) 却下通知

審査の結果、承認基準に該当しない場合は、通知書表面に「期間延長不承認」と表示した「国民年金保険料免除・猶予申請却下通知書」(別紙様式 3)が配信されるので送付すること。

また、却下となった者の中には、若年者納付猶予、4 分の 3 免除(4 分の 1 納付)、半額免除(半額納付)又は 4 分の 1 免除(4 分の 3 納付)のいずれかに該当する場合もあることから、審査

の際は、申請書の内容からこれらの免除区分に該当する者については、付箋を付けるなどにより分別し通知書の送付に併せて当該免除区分についての申請勧奨を行うよう徹底すること
おって、却下者には、随時分納付書を本庁から送付すること。

(3) 継続免除の取消者に対する通知

所得等が確認できないために継続申請者に照会したが、指定した期限までに回答がないため継続申請者としての登録を取り消した場合は、当該取消を行ったこと、免除等を受けるためには改めて申請書の提出が必要となること、おって保険料の納付書が送付されること等について通知すること。

なお、市町村から当該取消者に係る情報提供の依頼があった場合は、適宜、対象者に係る基礎年金番号、住所、氏名等を提供し、市町村において照会対応が円滑に進められるよう配慮すること。

図表 3-(1)-③ 「国民年金保険料の免除等の事務に係る質疑応答について」(平成 18 年 8 月 3 日付
け庁保険発第 0803001 号社会保険庁運営部年金保険課長通知)(抜粋)

問 6 継続審査用免除等申請書については、6 月中に市町村に回付することとされているが、市町村の所得等の証明年月日は、市町村が 6 月中に証明が可能であれば 6 月中の証明年月日として問題ないか。

(答)

継続免除に係る申請は、承認された期間が終了した後、引き続き同一の要件に該当する場合に申請する旨申し出ておくことにより、申請書の提出等を毎年行うことを要さないこととされているが、社会保険事務所や市町村における事務処理を円滑に行うため、継続審査用免除等申請書又は継続免除を希望する申請者の情報を収録した磁気媒体を通常承認期間がまだ終了していない 6 月中に作成し、事前に市町村に回付しておくこととしている。

しかしながら、免除等の申請は、申請のあった日の属する月によって、承認を行うことができる期間が定められているため、継続免除に係る申請は、通常承認期間が終了した後の 7 月 1 日になされたものとして取り扱うべきであることを踏まえると、市町村における所得等の確認についても 7 月 1 日以降に行われるべきものであり、その結果、証明年月日は 7 月 1 日以降となる。

(注) 下線は当省が付した。

図表 3-(1)-④ 7月1日より前の世帯構成に基づく所得情報等に基づき継続免除等審査を行っている例

年金事務所等	事例の内容
<p>仙台東年金事務所、仙台広域事務センター 仙台市</p>	<p>年金事務所では、平成 29 年 6 月 6 日に、市に対して、宮城野区在住の継続免除等審査対象者 3,190 人の同年 7 月 1 日現在の所得情報等を同年 7 月 3 日までに提供するよう依頼した。</p> <p>平成 29 年 6 月 28 日に、所得未申告者等を除いた 3,142 人分の情報の提供があり、事務センターでは、当該情報に基づき審査を行い、その結果を各対象者に通知した。</p> <p>その後、平成 29 年 1 月 1 日時点の世帯構成に基づく所得情報等が提供された旨が明らかになったことを機に、事務センターは、改めて同年 7 月 1 日時点の世帯構成に基づく所得情報等の提供を受け、これに基づき再審査を行った。その結果、最初の審査で却下とされた 307 人中 5 人が免除を承認すべきものであったことが判明した。</p> <p>これを受けて、年金事務所は、これら 5 人に対し、平成 29 年 11 月 13 日に、処理誤りのお詫びと却下通知の返還願いを同封した承認通知を発送した。</p> <p>市は、これまで市税担当課のシステムを利用して継続免除等審査対象者に係る所得情報等の確認を行い年金事務所に提供しているが、同システムでは毎年 1 月 1 日時点の世帯構成に基づく所得情報等しか把握できないとしている。このため、平成 30 年度以降は、7 月 1 日以降の世帯構成に基づく所得情報等を提供できるよう、現在、国民年金担当課に新たなシステムを構築することについて検討中であるとしている。</p>
<p>大手前年金事務所、大阪広域事務センター 大阪市</p>	<p>年金事務所は、平成 29 年 6 月 6 日に、市に対し、所得情報等の提供を依頼し、同年 6 月 26 日に市から当該情報の提供を受けた。当該情報は、事務センターにおいて審査に活用された。</p> <p>しかし、市は、「年金事務所への情報提供については、6 月中旬に回答してほしい旨の依頼を受けているため、毎年 6 月中旬に作業を行い、6 月下旬に所得情報等を提供している。平成 29 年度の場合、6 月 15 日時点の情報に基づいて作業を行った。7 月 1 日時点の情報に基づいて作業を行う必要があるとの説明は年金事務所から特に聞いていない」としている。</p> <p>一方、年金事務所では、「市の所得情報等の更新は毎月 20 日と認識しており、6 月上旬に依頼すれば、6 月 20 日に更新された情報が提供されているものと考えていた。6 月 20 日時点の情報であれば、7 月 1 日以降の情報と実質的に同じであると考えていた」としている。</p>
<p>那覇年金事務所、沖縄事務センター 那覇市</p>	<p>平成 28 年度については、那覇年金事務所を始めとする県内の各年金事務所からそれぞれの管轄区域内の市町村に対し、6 月中旬を期限として所得情報等の提供を依頼していたが、県内の各市町村で構成する「沖縄県都市国民年金協議会」では、6 月中旬から 7 月 1 日までの間に世帯構成に変更のあった者が審査で不利益を被るおそれがあるとして、所得情報等の提出期限を 7 月 1 日以降とする旨</p>

	<p>の要望書を年金事務所側に提出した。これに対し、各年金事務所を代表して那覇年金事務所から、所得情報等の提出期限を7月1日以降とする旨の回答がなされた。</p> <p>しかし、平成29年度においては、所得情報等の提出期限は29年6月28日とされており、那覇市から那覇年金事務所への所得情報等の提供は6月27日に行われていた。このことについて、年金事務所では、「平成28年度は6月中旬を提出期限としていたが、協議会の要望を踏まえ29年度は6月下旬を提出期限とした」としている一方、市では、「年金事務所に所得情報等の提出期限を延長できないか相談したところ、事務センターにおける所得情報等の受付日が7月5日であるため7月4日までに提出してほしいとの回答であった。その期限では7月1日時点の世帯構成の状況を所得情報等に反映することができないため、最初に年金事務所から示された期限内に提出することとした」としている。</p>
--	--

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(1)-⑤ 継続免除審査に係る所得情報等の提供状況

調査対象年金事務所数	依頼時の基準日(注)明示状況		市から年金事務所への所得情報等の提供日		提供された所得情報等に係る世帯状況の時点		事務センターにおける提供された所得情報等の審査での取扱状況
	明示している	明示していない	7月1日以降	6月30日以前	7月1日以降	6月30日以前	
36	明示している	11	7月1日以降	10	7月1日以降	10	
			6月30日以前	1	6月30日以前	1	<u>世帯状況の確認日がいつかを 確認せずに審査に利用</u>
	明示していない	25	7月1日以降	16	7月1日以降	13	
					6月30日以前	3	<u>世帯状況の確認日がいつかを 確認せずに審査に利用</u>
			6月30日以前	9	6月30日以前	9	<u>世帯状況の確認日がいつかを 確認せずに審査に利用 (3)</u> 6月30日以前の情報であることを認識した上で審査に利用 (6)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「基準日」とは、所得情報に係る確認を行うべき日（提供する所得情報等に係る世帯状況の時点）である。

図表 3-(1)-⑥ 7月1日より前の世帯構成に基づく所得情報等であることをあらかじめ把握しており、その後所得情報等の再確認を求めている例

年金事務所等	事例の内容
金沢北年金事務所、金沢広域事務センター 金沢市	<p>年金事務所では、平成29年6月19日に、市に対して、継続免除等審査対象者の所得情報等を提供するよう、特に期限を示すことなく依頼した。</p> <p>市のシステムの都合上、1月1日時点の世帯構成に基づく所得情報等しか抽出できないため、市では、平成29年6月26日に、同年1月1日時点の世帯構成に基づく所得情報等を年金事務所に提供した。</p> <p>事務センターでは、年金事務所経由で市から提供される所得情報等が平成29年1月1日時点の世帯構成に基づくものであることを把握していたため、同年7月1日時点の世帯構成に基づく所得情報等との相違点がないかを7月上旬に市に照会している。これを受け、市は、平成29年1月1日から7月1日までの間に所得の修正があった者や世帯構成が変わった者等について、手作業で確認・修正をした上で、8月中旬に事務センターに回答している。</p> <p>このため、事務センターでは、平成29年度の継続免除等審査においては、再審査をした事例はないとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(1)-⑦ 法定免除に関する法令の規定

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抜粋）

第 89 条 被保険者（第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける被保険者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたものを除き、納付することを要しない。

- 一 障害基礎年金又は厚生年金保険法に基づく障害を支給事由とする年金たる給付その他の障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの受給権者（最後に同法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなった日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した障害基礎年金の受給権者（現に障害状態に該当しない者に限る。）その他の政令で定める者を除く。）であるとき。
- 二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による生活扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める施設に入所しているとき。

2 （略）

（資料の提供等）

第 108 条 （略）

2 厚生労働大臣は、年金給付又は保険料に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主の資産若しくは収入の状況、受給権者に対する厚生年金保険法による年金たる保険給付の支給状況若しくは第三十六条の二第一項第一号に規定する政令で定める給付の支給状況又は第八十九条第一項第一号に規定する政令で定める給付の受給権者若しくは受給権者であつた者、同項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助（厚生労働省令で定める援助を除く。）を受けている者若しくは受けていた者、同項第三号に規定する厚生労働省令で定める施設（厚生労働省令で定める施設を除く。）に入所している者若しくは入所していた者、第九十条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助を受けている者若しくは介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第六項第一号及び第四号から第六号までに掲げる法律の規定による被扶養者の氏名及び住所、個人番号その他の事項につき、官公署、共済組合等、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合若しくは健康保険組合に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

3 （略）

○ 国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）（抜粋）

（保険料免除となる援助）

第 74 条 法第八十九条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める援助は、次のとおりとする。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による生活扶助

二 (略)

(保険料免除に関する届出)

第 75 条 第一号被保険者は、法第八十九条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、国民年金手帳を添えて、十四日以内に、これを機構に提出しなければならない。ただし、厚生労働大臣が法第八十九条第一項各号のいずれかに該当するに至ったことを確認したときは、この限りでない。

- 一 氏名及び住所
- 二 保険料の免除理由及びそれに該当した年月日
- 三 基礎年金番号

第 76 条 第一号被保険者は、法第八十九条第一項各号のいずれにも該当しなくなつたときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、国民年金手帳を添えて、十四日以内に、これを機構に提出しなければならない。ただし、法第九十条の二第一項、第二項若しくは第三項の規定による申請をしたとき若しくは法第八十九条第一項各号のいずれにも該当しなくなつた日から十四日以内に法第九十条第一項、第九十条の二第一項、第二項若しくは第三項若しくは第九十条の三第一項若しくは平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項若しくは平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の規定による申請をしたとき又は厚生労働大臣が法第八十九条第一項各号のいずれにも該当しなくなつたことを確認したときは、この限りでない。

- 一 氏名及び住所
- 二 保険料の免除理由に該当しなくなつた理由及びその該当しなくなつた年月日
- 三 基礎年金番号

(注) 下線は当省が付した。

図表 3-(1)-⑧ 国民年金保険料収納対策にかかる平成 29 年度行動計画策定手順書 (平成 29 年 4 月 日本年金機構) (抜粋)

4. 取組及び留意事項

(1) 納付督促対象者、免除対象者等への取組及び留意事項

① 目標達成に向けて必ず実施する取組

イ 年金事務所において実施する取組

(オ) 適正な法定免除処理【実施時期：通年】

法定免除該当者又は非該当者について、市区町村等関係機関及び関係部署との連携により、適確に把握し、国民年金法施行規則第 75 条及び第 76 条に基づき適正に処理する。

図表 3-(1)-⑨ 行動計画に基づく取組（適正な法定免除処理）の実施状況

① 適正な法定免除処理（生活保護受給者）の実施状況（図表 2-(2)-⑤の再掲）

年度	平成 28	29
実施できていると回答した年金事務所数	28 (62.2%)	30 (66.7%)
一部実施できていないと回答した年金事務所数	4 (8.9%)	3 (6.7%)
実施できていないと回答した年金事務所数	13 (28.9%)	12 (26.7%)
計	45 (100%)	45 (100%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、調査した 45 年金事務所に占める割合である。

② 一部の市から生活保護情報の提供を受けていない年金事務所の例

年金事務所	事例の内容
高松西	<p>管轄区域内の 4 市町のうち、高松市からは生活保護情報の提供を受けていない。その理由について、高松市は、「外部の機関である年金事務所には情報提供を行わないと生活保護担当課が判断したため」としている。</p> <p>ただし、高松市では、年金事務所に生活保護情報を提供していないものの、国民年金担当課が生活保護担当課から生活保護情報を入手した上で、法定免除非該当者について自ら確認し、その結果を直接事務センターに提供している。</p>
松山東	<p>管轄区域内の 3 市町のうち、松山市からは生活保護情報の提供を受けていない。その理由について、松山市は、「国民年金担当課と生活保護担当課との間で、年金事務所への生活保護情報の提供に係る協議ができていないため」としている。</p> <p>ただし、松山市では、年金事務所に生活保護情報を提供していないものの、国民年金担当課が生活保護担当課から生活保護情報を入手した上で、一部の法定免除該当者及び法定免除非該当者について自ら確認し、その結果を直接事務センターに提供している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3-(1)-⑩ 「業務処理要領」（平成 29 年 4 月 1 日要領第 197 号）（抜粋）

<p>第 2 章 年金事務所</p> <p>1 生活保護情報の提供依頼</p> <p>(5) 情報提供依頼を行う事項</p> <p>原則として、以下の生活保護情報の提供について、一覧表（別紙 1）により定期的（原則月 1 回以上）に依頼すること。なお、情報提供の依頼にあたっての実施方法や頻度等の詳細については、個別に市区町村の国民年金担当部局又は福祉事務所と事前に協議の上、実施すること。</p>

図表 3-(1)-⑪ 「国民年金法第 89 条第 2 号に規定する法定免除の該当者等に関する事務の取扱いについて」(平成 25 年 10 月 22 日付け年管管発 1022 第 6 号厚生労働省年金局事業管理課長通知)(抜粋)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 110 号。以下「事業改善法」という。)に基づき、国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号。以下「法」という。)第 89 条第 2 号に規定する法定免除該当者等の生活保護受給情報を福祉事務所等保護の実施機関(以下「福祉事務所等」という。)に情報提供を求める具体的な依頼方法及び事務処理方法については、以下のとおりとしたので、管内の市町村と協力連携を図り、遺漏がないように取り計らわたい。

なお、本取扱いについては、別添のとおり、「国民年金法第 89 条第 2 号に規定する法定免除の該当者等に関する事務の取扱いについて」(平成 25 年 10 月 22 日付年管管発 1022 第 7 号)により地方厚生(支)局年金調整課(年金管理課)長あて通知を發出し、また、社会・援護局保護課から福祉事務所等への連絡が行われることを申し添える。

記

第 1 福祉事務所等に対する情報提供の依頼に関する事項

2 福祉事務所等に対する情報提供の依頼に関する事務の取扱い

(2) 情報提供の依頼先

生活保護の実施機関が都道府県及び市であることから、原則として市町村の国民年金担当部局を経由して、福祉事務所等に対して定期的に情報提供を依頼すること。(以下略)

「法定免除該当等に関する生活保護情報の提供等の事務の取扱いについて」(平成 25 年 10 月 22 日付け厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡)(抜粋)

2 生活保護の実施機関からの情報提供の趣旨

上記の生活保護受給者のうち、法定免除該当者であるにもかかわらず、届出漏れにより法定免除として扱われていない者が多数いることから、平成 19 年に「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 110 号)」により、国民年金法第 108 条を改正し、「新たに生活扶助等を受給することとなった者(新規該当者)」及び「生活扶助等を受給しなくなった者(新規非該当者)」に係る情報について、年金事務所等は、福祉事務所等に対して情報提供を求めることができることを規定し、当該情報をもとに法定免除の該当又は非該当の処理や申請免除の勧奨を行うこととしています。

3 生活保護受給者等の情報と行政機関個人情報保護法等との関係

個人情報の第三者への提供については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)においても一定の例外が認められており、同法第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定により、保有個人情報の提供を受ける者が、法令に定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められるときは、例外的に保有する個人

情報を提供できるものとされています。

生活保護受給者等の情報は、国民年金法に定められた国民年金の事務を遂行するために必要な情報であり、かつ、この情報提供の求めは国民年金法第108条に基づくものと解されることから、一般的に自治体において行政機関個人情報保護法と同様の条例を定めている場合、自治体の判断により当該情報を提供することは可能であると考えられます。